

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
教育委員会 企画管理課	10月31日	11月12日～ 12月24日	12月3日
教育委員会 学校教育課	10月31日	11月12日～ 12月24日	12月2日
教育委員会 社会教育文化課	10月31日	11月18日～ 12月24日	12月7日
教育委員会 スポーツ振興課	10月31日	11月18日～ 12月24日	12月7日
教育委員会 市立図書館	10月31日	11月12日～ 12月24日	12月3日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
教育委員会 スポーツ振興課	注意事項	国体記念テニスコート浄化槽維持管理業務委託（7月分から9月分請求）について、請求書を受理してから支払いまで3か月を超えていた。契約上、委託料の支払日は令和元年9月30日と規定しているが、請求書は10月の初めに令和元年9月30日付けで受理しており、契約書の支払日の設定が適切でなかった。このため担当課では、財務会計システムへ入力した内容を削除し、変更契約を締結したが、その後に再度財務会計システムへ入力することを失念したものである。 契約内容を確認するとともに、適正な事務処理を行うこと。